

入間市障害者福祉プラン

平成27～29年度
入間市障害者計画・入間市障害福祉計画

～思いやり みんなで支える いるまの暮らし～

平成27年3月
入間市

目次

第1部 総論

第1章 プランの概要

- 1 入間市障害者福祉プランの改訂にあたって・・・2
- 2 プランの性格・・・5
- 3 プランの基本理念・・・6
- 4 プランの計画期間・・・6

第2章 入間市における障害者等の現状及び将来推計

- 1 身体障害者・・・7
- 2 知的障害者・・・8
- 3 精神障害者・・・9
- 4 難病患者・・・10

第2部 入間市障害者計画

第1章 基本方針・重点課題・施策の体系・・・12

第2章 個別の施策

- 基本方針1 健康とくらしをまもる施策・・・14
- 基本方針2 個人主体の支援・・・18
- 基本方針3 就労による自立への基盤整備・・・22
- 基本方針4 障害のある子どもとその家族への支援・・・24
- 基本方針5 生き生き暮らせるまちづくり・・・28

第3部 入間市障害福祉計画

第1章 障害福祉サービスの全体像	33
------------------	----

第2章 平成29年度における目標値

1 入所施設の入所者の地域生活への移行	37
2 福祉施設から一般就労への移行	38
3 就労移行支援事業の利用者数	39
4 就労移行支援事業所の就労移行率	40

第3章 見込量の設定について

1 指定障害福祉サービス	41
2 計画相談支援・地域相談支援事業	41
3 地域生活支援事業	42
4 障害児支援事業	43

第4章 指定障害福祉サービスの見込み

1 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）	44
2 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）	46
3 住まいの確保（居住系サービス）	50
4 計画相談支援・地域相談支援	52

第5章 地域生活支援事業の見込み

1 理解促進研修・啓発事業	53
2 自発的活動支援事業	53
3 相談支援事業	54
4 日常的な活動への支援	55
5 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）	58
6 その他の事業（任意事業）	59

第6章 障害児支援事業の見込み

- 1 障害児通所支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
- 2 障害児相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

第4部 計画の推進に向けて

- 1 ニーズを反映した施策の推進・・・・・・・・・・64
- 2 関係機関における連携・・・・・・・・・・64
- 3 計画推進のための進行管理・・・・・・・・・・64

第5部 関係資料

- 1 入間市障害者福祉審議会条例・・・・・・・・・・66
- 2 入間市障害者福祉審議会委員名簿・・・・・・・・68
- 3 入間市障害者福祉プラン策定の経過（概要）・・69
- 4 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
- 5 答申書・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
- 6 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・72

第 1 部 総 論

第1章 プランの概要

1 入間市障害者福祉プランの改訂にあたって

「*」のある語句は、巻末に用語解説があります。

① 障害者施策に関する近年の動向について

前プランである『入間市障害者福祉プラン—共に生き、共に支えあう—【3カ年計画】』が策定された平成 24（2012）年 3 月以降、障害者施策に関しては以下のようにさまざまな動きがありました。

・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行

虐待を受けた障害者に対する保護や、養護者に対する支援のための措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が、平成 24（2012）年 10 月に施行された（平成 23（2011）年 6 月公布）。

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行

地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成 24（2012）年 6 月に公布され、平成 25（2013）年 4 月に施行（一部は平成 26（2014）年 4 月施行）された（難病患者の追加等）。

※法律の概要については、厚生労働省のホームページを参照

ホーム > 政策について > 障害者福祉 > 障害者総合支援法が施行されました >
法律の概要

・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行

障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が平成 24（2012）年 6 月に公布され、平成 25（2013）年 4 月に施行された。

・「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」公布

雇用の分野における障害者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定

雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が平成 25(2013)年 6 月に公布された。(施行は、平成 28(2016)年 4 月(一部は平成 30(2018)年 4 月))

・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が平成 25(2013)年 6 月に公布された(施行は、平成 28(2016)年 4 月)。

これらは、平成 18(2006)年 12 月に国連総会において採択され、平成 19(2007)年 9 月に日本が署名をした「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備によるものであり、これを受け平成 25(2013)年 11 月には衆議院本会議、12 月には参議院本会議において障害者権利条約の締結が承認され、平成 26(2014)年 1 月に批准されました。

今後は、市でも障害を理由とする差別の解消や「合理的配慮」に関して率先して取り組むとともに、どのようなことが差別や人権侵害にあたるのか、具体的な場面や合理的な配慮の方法等を継続的に周知するよう努めます。

② 新しい『入間市障害者福祉プラン～思いやり みんなで支える いるまの暮らし～』の策定について

この『入間市障害者福祉プラン～思いやり みんなで支える いるまの暮らし～』の策定にあたり、平成 26(2014)年 1 月 29 日に開催された平成 25(2013)年度第 3 回入間市障害者福祉審議会において、今後どのように取り組んでいくか検討が行われ、次のような方針・方法で策定作業を進めていくことが決まりました。

◎新プランの全体構成は、現プランと同様とし、大幅な見直しはしない。

◎個別施策については、施策の重点化を図るため、新プランの計画期間(3年間)で特に行うべきことに絞ったものとする。(従来から行われている個別施策については、プランに盛り込まなくても継続する。)

◎障害者権利条約、障害者差別解消法や*インクルージョン教育など新しい動きについても盛り込むよう検討する。

◎障害者福祉プランの上位プランである入間市地域福祉計画との整合性にも配慮する。

◎個別施策の見直しについては、「くらし部会」「しごと部会」「こども部会」の3部会に分かれ、*入間市障害者自立支援協議会、*入間市障害者相談支援センター「りぼん」、*入間市障害者就労支援センター「りぼん」等の協力を得ながら、それぞれが担当施策の検討を行う。

その中でも、各部会による個別施策の検討には時間を要することから、プラン策定の諮問を待たず、早速検討を開始することとし、平成26(2014)年2月～4月の間にそれぞれの部会を3回開催して具体的な検討を行いました。

その後、平成26(2014)年度第1回審議会が平成26(2014)年4月24日に開催され、市長の諮問を受けて正式な検討が始まりました。最終的には6回の審議会、パブリックコメントによる市民意見聴取等を通じ、障害者当事者をはじめ、多くの方々の意見を反映したプランを策定することができました。

③ 新しい『入間市障害者福祉プラン～思いやり みんなで支える いるまの暮らし～』の構成について

本プランの構成は、目次に示すように大きく5部から構成されています。

第1部は、総論で2つの章を設定しました。第1章は、本プランの概要について示しています。第2章は、本市における障害者等の現状と将来推計を示しています。

第2部は、「入間市障害者計画」で、2つの章を設定しました。第1章は、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの3年間に取り組むべき障害者のための基本方針、重点課題を定めるとともに、取り組むべき個別施策の体系を整理しました。第2章は、5つの基本方針に対し、重点課題ごとに計23の個別の施策を示しています。

第3部は、「入間市障害福祉計画」で、6つの章を設定しました。これは、障害者総合支援法に規定されている市町村が定めるべき障害福祉計画としてまとめたものです。第2部の個別の施策と一部重複する部分もありますが、国の示した指針等に基づき、具体的な目標値や各サービスの見込量等を定めたものです。

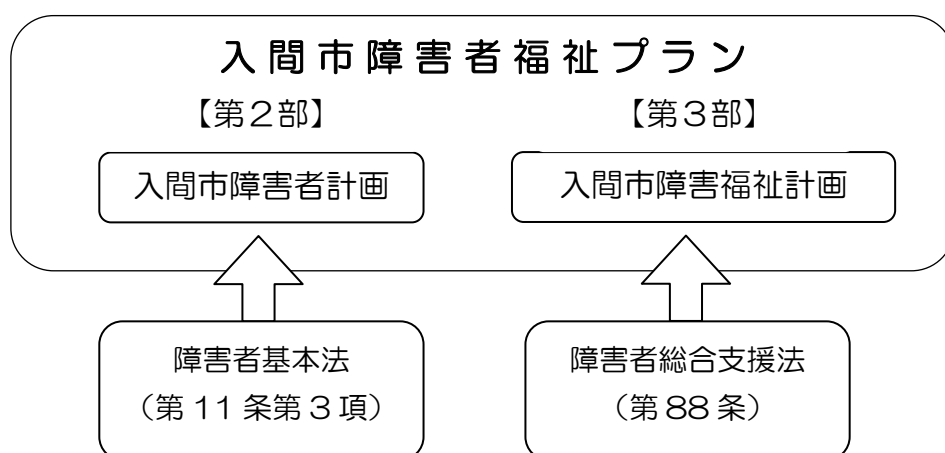
第4部は、本プランに基づく施策を充実させ、効果的に実施するための連携や、計画推進のための進行管理等について示しています。

第5部は、本プランの策定に伴う関係資料を添付しました。

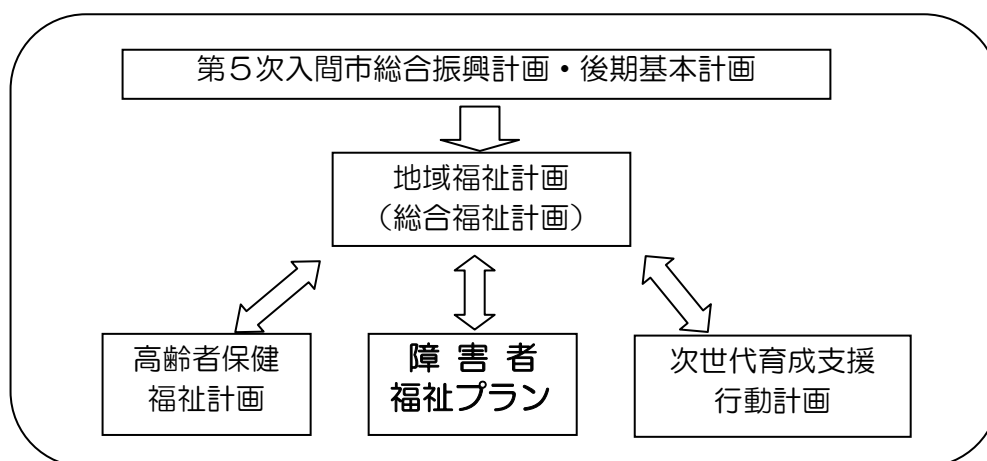
2 プランの性格

- 本プランは、平成 24（2012）年 3 月に策定した『入間市障害者福祉プランー共に生き、共に支えあうー』を引き継ぐ計画として策定されたものです。
- 本プランは、障害者基本法第 11 条第 3 項に定められた「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第 88 条に定められた「市町村障害福祉計画」を一本化したものとして位置付けられています。
- 本プランは、国の障害者基本計画及び埼玉県の第 4 期埼玉県障害者支援計画を基として、さらに第 5 次入間市総合振興計画、入間市地域福祉計画との整合性を図り策定されたものです。

【プランの法的位置付け】



【市のお他計画との関係】



3 プランの基本理念

ここに策定した『入間市障害者福祉プラン～思いやり みんなで支える いるまの暮らし～』の理念は、国や県の障害者に関する計画や、これまでに入間市が策定してきた障害者計画・障害福祉計画等を継承しつつ、平成 26（2014）年に障害者権利条約が批准され、平成 28（2016）年に障害者差別解消法が施行されること等を踏まえ、以下の2点を基本理念としました。

- 1 障害のある人も障害のない人も、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現に向けた施策を推進します。
- 2 障害のある人の基本的人権を守り、それを遵守する施策を推進します。

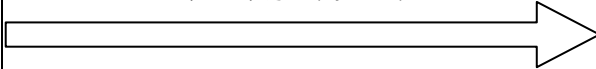
4 プランの計画期間

本プランは、第3期障害福祉計画の最終年度にあたる平成 26（2014）年度に見直しを行い策定したもので、第4期障害福祉計画にあたる平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度を計画期間とします。

また、その最終年度にあたる平成 29（2017）年度には、次期プランの策定に向けた見直しを行います。

【計画期間】

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見直し			見直し		
第3期（前回）			第4期（今回）		



※プランの目標達成状況等については、年度ごとに入間市障害者福祉審議会に報告、課題点の確認等を行います。（64 ページ参照）

第2章 入間市における障害者等の現状及び将来推計

1 身体障害者

身体障害者手帳の所持者数は、平成25（2013）年度末で、4,049人となっています。過去5年間では、平均で約1.3%の増加を示し推移していますが、人口に対する手帳所持者数の割合から推計すると、平成29（2017）年度末には、4,187人になることが予想されます。

障害の程度別に見た場合、1・2級の占める割合が全体のほぼ半数となっており、2人に1人が重度障害者となっています。（表－1 参照）

また、障害の種類別では、肢体不自由が約53%で最も多く、次いで内部障害（心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害）が約33%となっています。（表－2 参照）

表－1 身体障害者手帳所持者数の推移（障害程度別） 各年度末 単位：人

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総計
20年度	1,257	669	549	873	248	191	3,787
21年度	1,311	660	569	925	253	199	3,917
22年度	1,356	671	597	973	259	204	4,060
23年度	1,368	616	594	903	219	184	3,884
24年度	1,350	626	628	928	223	190	3,945
25年度	1,394	619	653	968	224	191	4,049
29年度推計	1,482	573	741	1,014	192	185	4,187

※障害程度別の内訳は、平成21年度以降の増減率から推計。

表－２ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別） 各年度末 単位：人

障害種類	視覚	聴覚 ・平衡	音声・言語・ そしゃく	肢体不自由	内部	総計
20年度	276	315	43	2,096	1,057	3,787
21年度	272	336	47	2,171	1,091	3,917
22年度	265	344	44	2,248	1,159	4,060
23年度	240	309	46	2,109	1,180	3,884
24年度	246	314	55	2,132	1,198	3,945
25年度	237	315	56	2,197	1,244	4,049
29年度推計	199	292	66	2,223	1,407	4,187

※障害種類別の内訳は、平成21年度以降の増減率から推計。

2 知的障害者

療育手帳の所持者数は、平成25（2013）年度末で800人となっています。過去5年間は、平均4.8%の増加を示し推移していますが、人口に対する手帳所持者数の割合から推計すると、平成29（2017）年度末には、933人になることが予想されます。

障害の程度別に見た場合、㉠（最重度）・A（重度）の重度者の占める全体割合は減少傾向となり、近年の状況はB（中度）・C（軽度）の障害者の割合が増加してきています。

（表－3参照）

表－３ 療育手帳所持者数の推移（障害程度別・年齢別） 各年度末 単位：人

障害種類	㉠	A	B	C	総数	18歳未満	18歳以上
20年度	153	178	184	130	645	160	485
21年度	154	176	196	142	668	173	495
22年度	158	174	206	158	696	183	513
23年度	165	174	215	176	730	189	541
24年度	168	175	225	194	762	202	560
25年度	168	184	240	208	800	206	594
29年度推計	177	183	286	287	933	203	730

※障害程度別の内訳は、平成21年度以降の増減率から推計。

3 精神障害者

精神障害者の通院医療について、障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度（精神通院）が適用されていますが、対象となっている人は、平成25（2013）年度末では1,765人で、平成20（2008）年度末の1,308人に比べ457人増（+34%）と大幅に増加しています。この増加率から推計すると、平成29（2017）年度末には2,228人になることが予想されます。

また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成25（2013）年度末で902人となっています。統合失調症、認知症、うつ病等の増加や、発達障害や高次脳機能障害により手帳を取得する方もいること等から、過去5年間では平均14%の増加を示しており、平成29（2017）年度末は1,321人になることが予想されます。

（表－4参照）

表－4 精神障害者数の推移

各年度末 単位：人

区分	自立支援 医療制度 (精神通院)	精神障害者保健福祉手帳			
		1級	2級	3級	総計
20年度	1,308	43	325	156	524
21年度	1,443	48	360	183	591
22年度	1,598	64	408	198	670
23年度	1,632	73	449	232	754
24年度	1,681	77	481	257	815
25年度	1,765	84	540	278	902
29年度推計	2,228	120	797	404	1,321

※自立支援医療制度（精神通院）対象者数は、過去の増加率から平成26年度以降は年6%程度の増加を見込み推計。

※精神障害者保健福祉手帳の総数については、平成26年度以降は年10%程度の増加を見込み推計。また障害程度別の内訳は、総計に対する割合の平均から推計。

4 難病患者

指定難病医療給付（平成26（2014）年12月までは特定疾患医療給付）の受給者数は、平成25（2013）年度末で992人となっています。また小児慢性特定疾病医療給付の受給者数は、140人前後で推移してきました。合計の過去5年間の増加平均は2.3%ですが、難病の患者に対する医療等に関する法律の成立及び児童福祉法の一部改正（どちらも平成27（2014）年1月施行）により、平成27（2014）年1月に対象疾患数が大幅に追加され、今後も追加される見込みとなっていることから、平成29（2017）年度末には対象者が大きく増加する事が予想されます。

（表－5参照）

表－5 難病患者数の推移

各年度末 単位：人

区分	指定難病	小児慢性 特定疾病	合計
20年度	871	136	1,007
21年度	923	144	1,067
22年度	947	133	1,080
23年度	1,006	140	1,146
24年度	1,060	132	1,192
25年度	992	133	1,125
29年度推計	1,884	186	2,070

※対象疾患の拡大に伴う国の試算により推計。

第 2 部 入間市障害者計画

第1章 基本方針・重点課題・施策の体系

●基本方針1 健康とくらしをまもる施策

障害のある人が、健康で安心して生活を営める福祉のまちをめざします。また、保健、医療、福祉などが互いに連携をとって、障害のある方への切れ目のない支援をめざします。

重点課題（1） 医療、地域リハビリテーションの充実

施策1 生活習慣病の予防に向けて

施策2 精神障害者リハビリテーションの充実を図る

重点課題（2） 地域で安心できる暮らしの支援

施策3 いざという時のための支援体制をつくる

施策4 いつ起こるか分からない災害や火災に備えて

施策5 災害時に安心して避難生活を送るために

●基本方針2 個人主体の支援

障害のある人の自己決定と自己選択を支える相談支援（ケアマネジメント）体制の充実を図るとともに、障害のある人がその障害を理由にした不利益な扱いを受けることのないよう、その権利を擁護する施策を進めます。

重点課題（3） 相談支援の充実

施策6 身近で利用しやすい相談のしくみづくり

施策7 障害児相談支援の実施

施策8 地域のつながりを広げていく

重点課題（4） 権利擁護の推進

施策9 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進

施策10 障害者の権利を守る

●基本方針3 就労による自立への基盤整備

障害のある人が、地域において自立した生活ができるよう、入間市障害者就労支援センター「りぼん」や関係機関と協力して、就労相談、職場実習、職場定着支援などに取り組み、就労支援の充実をめざします。

重点課題（５） はたらく支援の充実

- 施策 11 はたらく場の確保と拡大
- 施策 12 はたらき続けるために
- 施策 13 はたらくを応援する

●基本方針４ 障害のある子どもとその家族への支援

障害のある子どもの成長・発達に応じた切れ目のない支援をめざすとともに、家族への支援を充実します。また、共生社会の実現のため、住んでいる地域において子どもの頃から共に学び共に育つことのできる保育・教育を進めます。

重点課題（６） 障害のある子どもとその家族への支援の充実

- 施策 14 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制をつくる
- 施策 15 共に生き・共に育っていける環境づくりを推進する
- 施策 16 一人ひとりが違うことの素晴らしさを学ぶ保育・教育に取り組む
- 施策 17 すべての子どもが大切にされる地域社会をつくり出す

●基本方針５ 生き生き暮らせるまちづくり

障害のある人も障害のない人も、だれもが社会の一員として、分け隔てなくつながり支えあうことができ、元気に生き生きと暮らすことができる社会をめざします。

重点課題（７） 福祉意識の向上とボランティア活動の推進

- 施策 18 障害者福祉について関心や理解を深めるために
- 施策 19 福祉ボランティア活動を支援する

重点課題（８） 障害者スポーツ、文化活動、余暇活動等への支援

- 施策 20 障害者のスポーツ活動を支援する
- 施策 21 障害者の文化活動への参加のために
- 施策 22 図書館サービスの充実を図る

重点課題（９） 鉄道駅の整備促進

- 施策 23 だれもが安心して使いやすい駅とするために

第2章 個別の施策

●基本方針1 健康とくらしをまもる施策

重点課題（1） 医療、地域リハビリテーションの充実

障害者の中には、引き続き治療や訓練を受けながら生活をしている人、在宅で保健・医療面での援助を必要としている人が多く、このようなニーズに対応した保健・医療施策の充実を図ることが重要です。

また、健康診断や各種検診、生活習慣病に関する正しい知識や予防、改善についての指導等では、環境の整備以外にも障害者個々の状況に応じた配慮が必要となっています。

施策1 生活習慣病の予防に向けて
担当課 健康福祉課
<p>成人の生活習慣病予防や疾病の早期発見・治療に結びつけるため、人間ドックや健康診断をはじめ、各種がん検診などを実施していますが、障害者への受診しやすい環境を整備するため、車いす利用者用体重計の導入や受診日の調整など、受診環境への取り組みに努めています。そして健（検）診結果に基づき、障害に応じた運動や栄養などの相談や指導を実施していきます。</p> <p>また、生活習慣病に関する正しい知識を広め、その予防や改善に役立てるため、生活習慣病予防教室や各種健康づくり関係事業などの健康教育を実施していますが、障害者が参加しやすい環境づくりに努めていくとともに、内容について充実させていきます。</p> <p>さらに、健康相談は、電話や窓口において随時行うとともに、気軽に足を運んでもらえるよう各地区公民館を会場にして開催しています。保健師、栄養士等の専門スタッフが、障害者も含め相談者のニーズに応じた情報を提供していけるように努めていきます。</p>

施策2 精神障害者リハビリテーションの充実を図る

担当課 健康福祉課

精神障害者を対象に、グループ活動を通じて社会生活に慣れる場、仲間づくりなどを目的として月3回のソーシャルクラブ「いるまびあ」、他の人との円滑な交流スキルを身につけるための勉強会として月1回の「いるまごころSST（ソーシャルスキルトレーニング）」等の*地域リハビリテーションを実施しており、今後さらなる充実に努めます。

ソーシャルクラブでは、精神障害者が安心して集える場を提供し、グループ活動を通して社会的自立に対する支援を行います。

また、当事者だけでなく治療の協力者でもある家族を対象とした家族教室なども実施し、家族を含めた社会的自立への支援を精神保健福祉士、保健師が行っています。

さらに、精神科医による「専門医によるこころの健康相談」を実施しています。疾病の早期発見、早期治療を促すことで、より一層市民の精神保健の向上を図ります。

重点課題（２） 地域で安心できる暮らしの支援

災害による被害を未然に防止したり、最小限にしたりするためには、日頃の防災対策が不可欠であり、その中でも災害発生時に自ら避難することが困難な障害者や高齢者などへの避難支援対策は大きな課題です。

*避難行動要支援者の避難支援に当たっては、地域のさまざまな人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが必要となります。

施策３ いざという時のための支援体制をつくる

担当課 防災防犯課・障害福祉課・高齢者福祉課

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の死者数が約 6 割を占め、また障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上ったことなどから、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、平成 25 年に災害対策基本法が改正されました。

これにより、市は避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から民生委員や消防団等の避難支援等関係者に情報提供することになりました。また、災害が発生したり、発生のおそれが生じたりした場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供できることになりました。

今後は、入間市地域防災計画に基づく「入間市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」により、避難行動要支援者の安全確保体制の整備に努めます。

具体的には、避難行動要支援者名簿を常時整備し、また、避難支援者との協力により策定した個別避難支援計画書を定期的に更新して最新の情報を把握するとともに、避難支援者が避難行動要支援者の日常の様子を把握できるよう日頃から交流を図るなど、災害発生時に備えた活動を行います。

施策4 いつ起こるか分からない災害や火災に備えて
担当課 防災防犯課・障害福祉課・高齢者福祉課
<p> 毎年8月に実施している入間市防災訓練では、各自主防災会において在宅障害者・高齢者等の情報を含めた避難行動要支援者の安否確認訓練を行っています。</p> <p> また、障害者施設をはじめ、市内各施設においてはそれぞれ防災訓練・消防訓練を実施しています。</p> <p> 今後は、入間市防災訓練において各自主防災会と民生委員等が連携し、避難行動要支援者が安全に避難できるような訓練を実施し、災害時に迅速な対応ができるようにします。</p> <p> また、障害者施設での防災訓練・消防訓練の充実に努めるとともに、施設職員向けの防災研修等を行い防災意識の高揚を図ります。</p>

施策5 災害時に安心して避難生活を送るために
担当課 防災防犯課・障害福祉課・高齢者福祉課
<p> 平成19年4月に、入間市と入間市老人福祉施設長会を構成する施設とで「災害時における居住困難となった在宅要援護高齢者の避難施設利用に関する協定書」を締結しました。</p> <p> また、平成26年5月には、入間市・狭山市・飯能市と狭山特別支援学校とで「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しました。</p> <p> 今後は、入間市地域防災計画に基づき、障害者、高齢者、乳幼児、傷病者等を対象とする福祉避難所の指定について、関係機関、施設等に働きかけて増やしていくよう努めます。</p>

●基本方針２ 個人主体の支援

重点課題（３） 相談支援の充実

発達や療育に関する相談をはじめ、地域で生活する上での悩みやサービス利用などについての相談が増加し、また、内容が複雑化しているため、相談体制の充実が求められています。

このため、入間市障害者相談支援センター「りぼん」や地域の相談支援事業所の充実をはじめ、＊基幹相談支援センターの設置、保健・医療など関係機関との連携を図るためのネットワークの構築などが重要になっています。

施策６ 身近で利用しやすい相談のしくみづくり
担当課 障害福祉課
<p>地域で生活する障害者や家族、関係機関の方等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活や社会生活が送れるように総合的・継続的な支援を行っています。</p> <p>相談支援事業としては、市役所３階に設置している入間市障害者相談支援センター「りぼん」で指定相談支援事業者が相談を受けているとともに、地域における相談支援事業所においても生活全般の相談やサービス等利用計画案の作成等を行っています。</p> <p>今後は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを早期に設置し、新たな相談支援体制を構築します。これにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、身近で利用しやすい相談のしくみづくりをめざします。</p> <p>また、基幹相談支援センターによる各相談事業所への助言・指導、相談支援事業所連絡会の実施による情報交換等により、相談支援の質の向上を図ります。</p>

施策7 障害児相談支援の実施
担当課 親子支援課・障害福祉課
<p>障害のある子どもや心身の発達が気になりな子どもに関する相談は、親子支援課、障害福祉課、入間市障害者相談支援センター「りぼん」などで行っています。</p> <p>今後は、さらなる相談支援の充実をめざし、一人ひとりの子どもの成長に寄り添い、多様な専門職や支援機関が連携して対応していくとともに、誰にでも分かりやすい相談体制となるよう取り組んでいきます。そのためにも、「障害児個別支援計画」の活用等により、関係者間の情報共有を図り、相談支援の充実に努めます。</p> <p>また、子どもの発達や障害に関して不安を持った親が、まず気軽に相談でき、安心して支援が受けられるとともに、本来の担当窓口に丁寧につないでいくための初期相談窓口の実現をめざします。</p> <p>さらに、市や関連事業所等が合同で福祉サービス説明会を定期的実施するなど、保護者に対するきめ細かい情報提供に努めます。</p>

施策8 地域のつながりを広げていく
担当課 障害福祉課・高齢者福祉課・生活福祉課
<p>障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として、入間市障害者自立支援協議会が設置されています。この自立支援協議会では、「全体会」「運営会議」「専門部会（暮らし部会）（しごと部会）（こども部会）」などを定期的開催し、障害者の相談支援事業や就労支援事業の充実、関係機関や事業所等のネットワークづくり、地域の障害福祉に関する課題提起など、さまざまな活動を行っています。</p> <p>今後は、当事者、市民、関係機関等の積極的な参画を通じて、自立支援協議会を核とした地域福祉のさらなる発展をめざします。そのため、市公式ホームページ、広報紙、冊子など各世代を意識した媒体を活用した広報や、報告会の実施など、自立支援協議会の活動内容を広く周知するよう努めます。</p> <p>また、障害当事者の家族の高齢化といった切実な課題も多いことから、地域包括支援センター、民生委員等の関係機関との連携を図ります。</p>

重点課題（４） 権利擁護の推進

市では、入院や入所している障害者を地域につなげ、地域移行が促進するような取り組みを行っています。一方、認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力の不十分な人は、財産の管理や福祉サービスの契約などを自分で行うことが難しい場合があります。また、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような人の権利を擁護し、支援することが重要となっています。

また、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行など、障害のある人の人権を尊重するための取り組みを進めていくことも求められています。

施策９ 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進

担当課 障害福祉課

成年後見制度は、障害等により判断能力が十分でない人の権利を守るための制度で、障害者等にとって地域での暮らしを支えるための重要な制度です。成年後見制度に関する問い合わせや、成年後見制度利用支援事業の件数は、年々増加しています。

今後、成年後見制度の利用はさらに増加していくと見込まれることから、低所得者などを対象に成年後見人などの報酬の一部を支援する制度を継続して実施するとともに、成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進に努めます。

また、法人後見制度の推進や、市民後見人の養成についても取り組んでいきます。

さらに、社会福祉協議会において実施している、判断能力が十分でない人に福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業について、周知を図ります。

施策10 障害者の権利を守る

担当課 障害福祉課

日本は、平成18年の国連総会で採択された障害者権利条約に、翌平成19年に署名をしました。その後、条約締結に向けて国内法の整備（障害者基本法の改正、障害者総合支援法・障害者差別解消法の制定など）が進められ、平成25年12月には国会で締結が承認され、平成26年1月に条約が批准されました。これらに基づき、障害の有無にかかわらずすべての人が、お互いに人格を尊重し合いながら、心豊かに生きていくことのできる「共生社会」の実現に向けた取り組みが推進されることとなります。

今後は、市の施設や制度等において、社会的な障壁がある場合には、それらを取り除くために必要で合理的な配慮を行うよう取り組んでいきます。

また、障害者権利条約、障害者差別解消法、合理的配慮など、障害者の権利を守る新しい法律や概念等について、市公式ホームページや広報いるま等を活用した啓発活動を行います。教育の場においても、合理的配慮の一環として、「*ユニバーサルデザインの視点に立った授業」について全小中学校で研修をしていく計画です。

●基本方針3 就労による自立への基盤整備

重点課題(5) はたらく支援の充実

障害者の地域生活での自立を促進するには、障害の特性を踏まえたきめ細かな就労支援が求められています。

このため、雇用の場の確保や拡大、一般就労後の職場定着支援が重要であるとともに、ハローワークや企業との連携、関係機関とのネットワークの構築が必要となっています。

施策11 はたらく場の確保と拡大

担当課 障害福祉課・職員課・商工課

障害者雇用の確保と拡大については、入間市障害者就労支援センター「りぼん」が中心となって職場開拓に努めていますが、働く場の確保は十分とは言えない状況にあります。

なお、障害者の職場実習については市役所での実習に加え、市役所各課からの作業の提供により入間市障害者就労支援センター「りぼん」でもアセスメントを兼ねた実習を行っており、*はたらこサポーターの協力などを得て、さらに充実するよう努めます。

今後は、働く場の確保と拡大に向けて、障害者自立支援協議会・市内企業・障害者施設・特別支援学校・入間市障害者就労支援センター「りぼん」等の関係者で組織する「入間市障害者就労推進連絡協議会」(通称“はたサポ”)による企業への採用啓発活動や地域で障害者の「はたらく」を支える取り組みなどについて検討していきます。

また、知的障害者、精神障害者、難病者等の障害特性に応じた多様な働く場を確保するため、市役所や市内関連企業での障害者雇用(短時間労働を含む)の促進に向けた取り組みを行います。

さらに、市役所、入間市障害者就労支援センター「りぼん」、障害者施設、特別支援学校等の関係機関が連携・協力し、実習及び雇用可能企業の情報収集や実習及び雇用に向けた開拓等に取り組みます。

施策12 はたらき続けるために

担当課 障害福祉課・商工課

障害者の就労支援については、入間市障害者就労支援センター「りぼん」が中心となって就労相談、職場実習、面接、職場定着等の支援を行っていますが、その中でも職場定着率を高めるための職場定着支援は、定期的に企業に出向き就労者からの相談、企業からの相談、両者のパイプ役を果たす等支援の強化が必要な状況となっています。

就労した障害者が安心して働き続けるためには、専門性の高い支援を行うための人材が必要であることから、入間市障害者就労支援センター「りぼん」の体制充実を図ります。

また、社会福祉協議会と連携して障害者サポーター養成講習会を開催して、障害者のためのはたらこサポーターの養成に取り組みます。

さらに、障害者の就労が安定してできるよう、入間市障害者就労支援センター「りぼん」の主催により、就労支援定着の一環として年3回の「はたらこサロン」、年2回の「余暇支援事業」を開催しており、今後は、はたらこサポーターの協力などを得て、働く障害者や働きたい障害者が気軽に立ち寄って集えるサロンなどの実施に向けた取り組みを支援します。

施策13 はたらくを応援する

担当課 障害福祉課・商工課・管財課

障害者の就労を支援するため、入間市障害者就労支援センター「りぼん」の主催による「障がいのある人たちのはたらくを考えるつどい」を毎年開催しており、福祉、教育、学校、事業所、企業、利用者等の関係者が参加して事例発表、意見交換等が活発に行われています。

今後は、企業（とりわけ経営者）に参加をしてもらえるよう働きかけるなど、障害者の雇用についての理解が得られるよう努めます。

加えて、福祉的就労に対する支援については、施設における日中活動のさらなる充実を図り、また、障害者優先調達推進法に基づき策定している調達方針に沿って、物品やサービスを障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することにより工賃向上を推進するとともに、福祉施設から一般就労への移行も推進します。

●基本方針4 障害のある子どもとその家族への支援

重点課題（6） 障害のある子どもとその家族への支援の充実

乳児期から障害のある子どもも、障害のない子どもも共に遊び、共に育つことが重要であり、そのためには、“入間の子ども”として共に生きていくことをみんなで支えていく地域社会の実現が必要です。

また、障害のある子どもとその家族に対して、成長に合わせた切れ目のない一貫した支援体制の整備や、関係機関による連携した支援の充実が求められています。

施策14 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制をつくる

担当課 親子支援課・こども支援課・保育課・障害福祉課・学校教育課

障害のある子どもや発育・発達に不安や遅れがある子どもとその保護者に対して、親子支援課・児童福祉課（平成27年4月からこども支援課・保育課）・障害福祉課・学校教育課等が連携してさまざまな支援を行っています。その中でも、平成26年度まで発達支援事業として実施していた「元気キッズ」は、平成27年度から児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」へと移行し、障害児等の支援の充実が図られます。

今後は、各課・入間市障害者相談支援センター「りぼん」・保育所・保育園・幼稚園・認定こども園・学童保育室・小学校・中学校・子育て支援センター・幼児の*通級指導教室「茶おちゃお」等の各支援機関のネットワーク会議、ケース会議等を通じて連携を強化するとともに、各職員がスキルアップするための充実した研修を実施し、障害や発育・発達の遅れの早期発見や、質の高い支援が実施できるよう取り組みます。

また、児童発達支援事業においては、現在作成している個別支援計画を、さらに充実させて、就学先や関係機関との連携を強化するとともに、保護者に対して手厚く丁寧な情報提供を行い、戸惑いや不安に寄り合い成長に合わせた一貫した支援に努めます。

なお、障害児支援の拠点となる*児童発達支援センターの設置については、今後の組織機構の見直しを機に検討をします。

施策15 共に生き・共に育っていける環境づくりを推進する

担当課 学校教育課・保育課

保育所・保育園・幼稚園・学童保育室・小学校・中学校等において障害のある子どもも、障害のない子どもも、共に育つことができるよう、臨床心理士等による巡回支援、各種講座の開催、教育相談や就学相談の実施など、関係機関が連携してさまざまな支援を行っています。

今後は、障害のある子どもも、障害のない子どもも、みな“入間の子ども”として共に育ち、生きていくことをみんなで支えていく「包容力のある地域社会」（インクルーシブな保育・教育・地域）を実現するため、共に育ち共に生きることの大切さを学び、その喜びを実感できる環境づくりに取り組みます。そのため、関係各課が連携して巡回支援・巡回相談等の充実を図り、障害のある子どもとない子どもが共に育つために必要とされる段差の解消やトイレの改造などを始め発達障害やその他の障害のある子どもを受け入れての学級経営や授業の実践交流など、さまざまな工夫（合理的配慮）を取り入れた仕組みを作ります。

また、「*支援籍学習」をはじめ、特別支援学校で学ぶ児童・生徒が“入間の子ども”として、市内の小学校・中学校、地域社会（子ども会など）の中で、さまざまな子どもたちと共に育ち生活できるための工夫や支援に取り組みます。

さらに、東京家政大学子ども学部との連携を通して、発達障害等の子どもや保護者に対する専門性の高い支援の充実を図るとともに、大学内に設置されていることもクリニックや子育て広場の利用の促進に取り組みます。

施策16 一人ひとりが違うことの素晴らしさを学ぶ保育・教育に取り組む

担当課 学校教育課・保育課

障害のある子どもも、障害のない子どもも、共に学び、共に育つことができるよう、交流及び共同学習の推進や支援籍学習の充実などと共に、通常の学級に在籍する障害のある子どもへの支援、通常の学級への介助員や発達障害支援員の配置など、共に学び、共に育つ教育の充実に取り組んでいます。

今後は、子ども未来室事業でも、インクルーシブ教育の充実に取り組み、一人ひとりの自立をめざしていきます。また、子どもたち一人ひとりが違うことの素晴らしさを学ぶという視点に立った保育や教育の推進のために、管理職をはじめとした教職員、保護者、地域社会への理解の促進にも取り組んでいきます。

障害のある子どもの就学については、保護者の希望を最大限尊重し、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室等の多様な学びの場の確保に努めるとともに、就学先については十分な情報提供と意見交換を行った上で、その子にとって最もふさわしい学習環境を選択することができるようにします。

また、本プランや地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定した「元気ないるま福祉プラン」を教材に、入間市が向かう福祉の取り組みについて小学校より学習していけるように進めていきます。さらに、社会科副読本「いるまし」に福祉の事や共生社会への取り組みなどを載せ、交流学習や共同学習だけでなく、通常の学級に在籍する友人関係に困難さをもつ子どもや障害のある子どもの「共に学ぶ教育」も進めていきます。

施策17 すべての子どもが大切にされる地域社会をつくり出す

担当課 学校教育課・こども支援課・保育課・障害福祉課

障害のある子どもも、障害のない子どもも、一人ひとりの個性が尊重され、地域で共に学び、共に育つことは、子どもたちが住み慣れたまちで、豊かな生活を送るうえでとても大切です。

平成26年に日本の批准が承認された国連の障害者権利条約では、障害のある子どもの権利に関して、さまざまな規定が設けられています。

今後は、これらの規定に基づき、障害のある子どもの権利の擁護に努めるとともに、すべての子どもが住み慣れたまちで大切にされ、豊かな生活を送ることができるような社会となるよう取り組みます。

具体的には、各学校において、障害のある子どもやその家族の相談や教職員からの相談・アドバイスを担当している特別支援教育コーディネーターの資質向上に努めます。

また、教員・介助員や発達障害支援員の増員や教職員の研修の充実、障害に対する研修や共に学ぶ教育の実践交流、バックアップ体制の充実等に努めます。

障害のある子どもにとって必要性の高いサービスとして、子どもの視点に立ったショートステイ、居宅訪問型保育事業、夜間診療、ファミリーサポート事業などの充実・実現に向けて検討します。

●基本方針5 生き生き暮らせるまちづくり

重点課題（7） 福祉意識の向上とボランティア活動の推進

障害の有無にかかわらず、共に地域社会の一員として自立した生活を送れる社会の実現のために、市民の福祉意識向上に向けた普及啓発活動や障害者の社会参加を支援するボランティア活動を推進していきます。

施策18 障害者福祉について関心や理解を深めるために

担当課 健康福祉課・生涯学習課

障害者に対する偏見をなくし、理解を深めることができるよう講座や講演会を行っています。

- ・うつ病講座 統合失調症講座 発達障害者支援事業講演会
福祉講演会 人権問題講演会 人権啓発講座

今後も、講演会等を通じて病気や障害についての正しい知識の普及に努めるとともに、多くの市民に参加してもらえるよう、内容の充実と関係機関との連携によるPR活動を行います。

また、広報いるまや市公式ホームページを通じて、障害者に対する理解を促進します。

施策19 福祉ボランティア活動を支援する

担当課 健康福祉課

- ・ボランティア活動団体を支援するため、健康福祉センター内にボランティア活動室を設け、登録団体が活動しています。
- ・視覚障害者に対する広報等の点訳や録音については、ボランティア団体が録音室・点訳室を使用して行っています。
- ・ボランティア団体・障害者団体・家族会等の活動、交流の場として、福祉部門登録団体連絡会議を行っています。
- ・障害者スポーツ大会等の事業では多くのボランティアが活動しています。

今後も、健康や福祉に関するボランティア団体に活動の場や情報・資源の提供を行い、活動推進に向けた支援を行います。障害者福祉事業へのボランティアの参加を積極的に呼びかけ、障害者団体との交流の場を提供します。

重点課題（８） 障害者スポーツ、文化活動、余暇活動等への支援

障害者がスポーツや文化活動に積極的に取り組むことは、健康で文化的な生活を送るうえで大切なことであり、障害者の社会参加や地域との交流にもつながります。

多くの障害者が参加・交流ができるように配慮した、スポーツや文化活動等への支援が求められています。

施策２０ 障害者のスポーツ活動を支援する
担当課 健康福祉課・体育課
<ul style="list-style-type: none">・元気な入間「障害者スポーツ大会」、フライングディスク教室、フライングディスク大会、ポッチャ体験教室、ポッチャ交流大会等の実施により障害者の交流の場を確保するとともに、個人の特性や障害の種類・程度に応じたスポーツ競技の普及を推進しています。・県障害者スポーツ大会への参加支援を行っています。・健康福祉センタートレーニング室で、障害のある方の受け入れを行っています。 今後は、各地区において開催される体育祭等において、障害のある方も気軽に参加できる種目を導入するなど、スポーツを通じた健康増進やふれあい、交流が図れるように、多くの市民ボランティアや関係団体等との連携・協力のもと、障害者のスポーツ活動を支援するとともに、障害者の社会参加を推進することに努め、障害者と共に活動する団体への支援を進めます。

施策２１ 障害者の文化活動への参加のために
担当課 健康福祉課・生涯学習課（青少年活動センター）・中央公民館
<ul style="list-style-type: none">・元気な入間「障害者スポーツ大会」でのポスター絵画のコンテスト、健康福祉センターまつりでの障害者の作品展などを実施しています。・健康福祉センター内に障害者団体活動室を設け、市内の障害者団体に提供しています。また、健康福祉センターまつりでの障害者の作品展への参加など、障害者の文化活動への参加を促進しています。・公民館で開催する文化祭等において、障害者施設からの出展を促したり、社会教育施設等で行われる各種文化事業を観覧いただけるように努めています。 今後も、各事業に多くの方が参加できるようPR活動を進めていきます。また、

健康福祉センターまつりでの障害者の作品展への参加など、今後も障害者の文化活動への参加を支援し、社会参加の促進を図るとともに、公民館等で行われる文化活動へも障害者が気軽に参加できるよう支援します。

青少年活動センターでは、センターまつり等の機会を通じて、障害のある児童、不登校・外国児童など、多様な子ども達の交流を促進し、お互いを尊重し、共生意識を育むことができるように努めます。また、障害者団体に出店していただき、障害者と来場者が触れ合い、理解し合う場所として活用していきます。

施策22 図書館サービスの充実を図る

担当課 図書館

- ・視覚障害者の方に対して、大活字本の貸出、*デージー図書・録音テープ図書・点字図書の製作・貸出、対面朗読サービスを行っています。
- ・図書館に拡大読書機を設置しています。
- ・デージー図書・録音テープ図書の製作は入間市朗読ボランティアグループ「はづき」に、点字図書の製作は入間六ツ星会に依頼して行っています。
- ・視覚障害者用図書の貸出サービスは全国の図書館・福祉施設との相互貸借制度を利用しています。

今後は、現在行っているサービスを継続するとともに、大活字本の購入に努め、ボランティアグループの活動を推進し、デージー図書・録音テープ図書の所蔵点数の充実に努めます。

また、郵便局による特定録音物等郵便物の無料郵送サービスを利用し、視覚障害者への資料の貸出の充実を図ります。

重点課題（9） 鉄道駅の整備促進

障害者や高齢者をはじめ、すべての人が元気に生き生きと暮らしていくためには、誰もが安心して公共交通機関を利用できることが大切です。

市内の駅の利便性・安全性を高めるため、鉄道事業者が実施する整備事業に対して費用の一部を助成し、駅舎のバリアフリー化等を推進していきます。

施策23 誰もが安心して使いやすい駅とするために
担当課 企画課・障害福祉課
<p>市内各駅のバリアフリー化については、鉄道事業者が実施する整備事業に対して費用の一部を助成する等により、入間市駅・武蔵藤沢駅・仏子駅・元加治駅へのエレベーターや障害者対応トイレの設置を推進してきました。</p> <p>今後は、金子駅におけるエレベーター・障害者対応トイレの設置に対して助成を行い、バリアフリー化を進めていきます。</p> <p>また、視覚障害者が駅のホームから転落する事故を防止するため、<u>*内方線付き点状ブロック</u>を整備する鉄道事業者に対して国・県とともに助成を行うことにより、安全で利便性の高い駅となるよう取り組みます。</p>

第 3 部 入間市障害福祉計画

第1章 障害福祉サービスの全体像

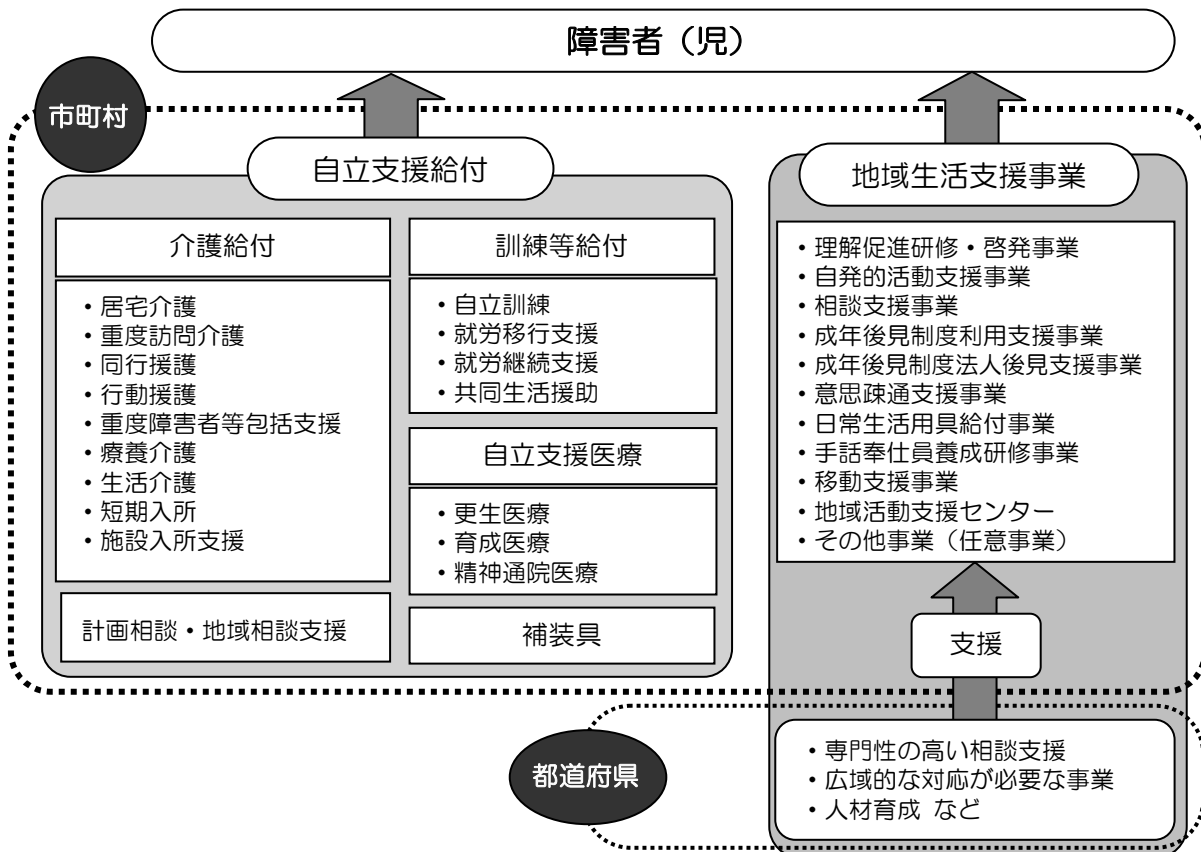
障害者総合支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、病院や施設等から地域での生活に移行定着するための「地域相談支援」、障害福祉サービスを利用する際に個々に応じた利用計画を作成する「計画相談支援」、「自立支援医療」（更生医療、育成医療、精神通院医療）、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

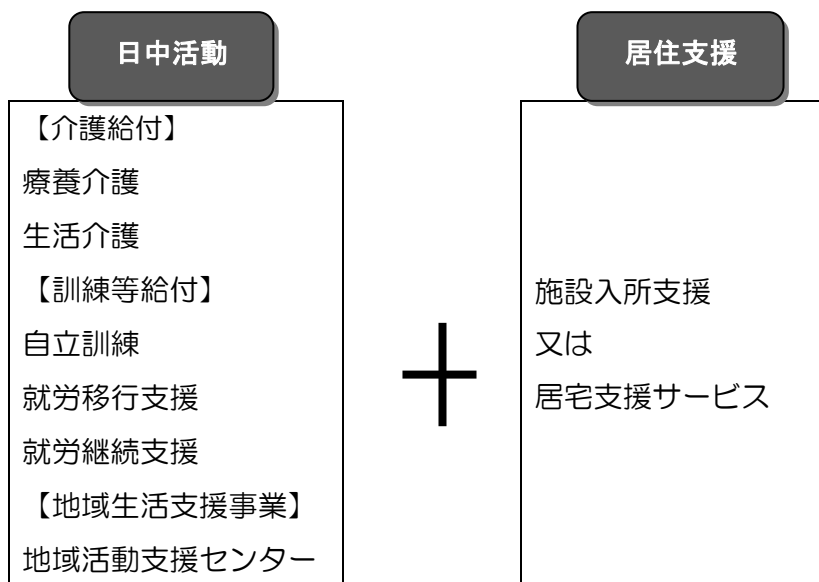
「地域生活支援事業」には、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、成年後見制度利用支援事業等の必須事業と、地域の利用者の状況に応じて各市町村が実施するその他事業（任意事業）があります。

障害者総合支援法のサービスは、障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害（高次脳機能障害、発達障害を含む）、難病等）にかかわらず、サービスを利用する当事者の能力や状況に応じた個別の支援が行われます。

■ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの全体像 ■



入所施設のサービスにおいては、昼間のサービスである「日中活動の場」と夜間のサービスである「住まいの場」を分けることにより、複数のサービスを、利用者それぞれの状況に応じて組み合わせて利用することができます。



■ 障害福祉サービスの内容 ■

サービス	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする人に、居宅介護や外出時の移動支援を総合的に行う
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し移動に必要な情報提供を行う
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人などが行動する時に、危険回避や外出支援を行う
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人に、居宅介護等複数のサービスの包括的な提供を行う
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
生活介護	常時介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間を含む）施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う（平日の日中は日中活動の事業を利用）
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
計画相談支援・基本相談支援	サービス利用支援、継続サービス利用支援、生活相談・情報提供
地域相談支援・基本相談支援	住居の確保等地域生活に移行するための支援・常時連絡体制、生活相談・情報提供
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣を行う
日常生活用具の給付	日常生活用具の給付
移動支援	ヘルパーなどによる移動支援
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動、社会参加・交流事業の支援

■ 【参考】市内施設一覧 ■

平成 26(2014)年 4 月現在、市内には以下の施設が設置されています。

施設名	提供サービス	定員数
大樹の里	生活介護	55 人
	施設入所支援	50 人
	短期入所（ショートステイ）	8 人
	日中一時支援	2 人
	入浴サービス	—
大樹館	生活介護	65 人
	施設入所支援	50 人
	短期入所（ショートステイ）	6 人
	日中一時支援	6 人
大樹作業所	就労継続支援B型	80 人
こやた大樹作業所	就労継続支援B型	40 人
ふじさわ大樹作業所	就労継続支援A型	30 人
創和ユニット	就労移行支援	6 人
	就労継続支援B型	14 人
おおるり	就労継続支援B型	60 人
東町ホーム	共同生活援助（グループホーム）	6 人
こやた大樹	共同生活援助（グループホーム）	7 人
もりさか大樹	共同生活援助（グループホーム）	7 人
下こやた大樹	共同生活援助（グループホーム）	4 人
下こやた大樹第二	共同生活援助（グループホーム）	4 人
下こやた大樹第三	共同生活援助（グループホーム）	7 人
とよおか大樹	共同生活援助（グループホーム）	7 人
かつら大樹	共同生活援助（グループホーム）	7 人
雉鳩	共同生活援助（グループホーム）	7 人
ケアホームくろまつ	共同生活援助（グループホーム）	6 人
入間デ イサービスセンター大樹	地域活動支援センター（デイサービス型）	25 人/日
さきわい	地域活動支援センター（サービス向上型）	18 人
つどい	地域活動支援センター（サービス向上型）	17 人
いぶき	地域活動支援センター（サービス向上型）	13 人
入間市扇台福祉作業所	地域活動支援センター（サービス向上型）	19 人
虹の郷	地域活動支援センター（サービス向上型）	19 人
あすなろ	地域活動支援センター（サービス向上型）	19 人
入間市花の郷福祉作業所	地域活動支援センター（サービス向上型）	19 人
やすらぎの家	福祉ホーム	10 人
つばさ	生活ホーム	6 人
りぼん	入間市障害者相談支援センター	—
りぼん	入間市障害者就労支援センター	—

第2章 平成29年度における目標値

地域生活移行や就労支援といった課題に関し、平成29（2017）年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

なお、それぞれの目標値は、国の基本指針と県の考え方にに基づき設定しています。

1 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成29（2017）年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
平成26年3月31日時点の入所者数(A)	111人	平成26年3月31日の施設入所者数
平成29年度末の入所者数(B)	—	平成29年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込み(A-B)	—	
【目標値】 地域生活移行者数	19人	平成29年度末における施設入所から地域生活に移行する者の数

※「平成26年3月31日の入所者数(A)」は、障害者支援施設に入所している人の合計数

【参考①】国の基本指針

- 平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を、平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減することを基本とする。
- 平成26年度末において、障害福祉計画で定めた当該目標値が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。

※県は平成29年度末時点の施設入所者数の削減目標は設定しない。

【参考②】第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策6 身近で利用しやすい相談のしくみづくり
- ・施策8 地域のつながりを広げていく
- ・施策10 障害者の権利を守る

2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29（2017）年度中に一般就労に移行する人数について目標を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
平成24年度の一般就労移行者数 (実績)	10人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	13人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

【参考①】国の基本指針

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。
- ・平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。

※県は平成24年度の一般就労への移行実績を3割以上増やすことを基本とする。

※「福祉施設」は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の施設をいう。

【参考②】第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策1.1 はたらく場の確保と拡大
- ・施策1.2 はたらく続けるために
- ・施策1.3 はたらくを応援する

3 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設利用者のうち、平成29（2017）年度末において就労移行支援事業を利用する人数について目標を設定します。

【目標値】

項目	数値	備考
平成25年度末の福祉施設利用者数	364人	平成25年度末において福祉施設を利用した人の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	28人	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

【参考①】 国の基本指針

- ・当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することをめざすものとする。

【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策6 身近で利用しやすい相談のしくみづくり.....
- ・施策8 地域のつながりを広げていく.....
- ・施策1.1 はたらく場の確保と拡大.....
- ・施策1.3 はたらくを応援する.....

4 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業の事業所ごとに、平成29（2017）年度末における就労移行率について目標を設定します。

【目標値】

項目	数値	備考
平成29年度の就労移行支援事業所数	1か所	平成29年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数
【目標値】就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	—	平成29年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

※市内に就労支援事業所は1か所であり、就労移行率が3割を超えているため、目標値は設定しない。

【参考①】 国の基本指針

- ・就労移行支援事業の事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざすものとする。

【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策1.1 はたらく場の確保と拡大...
- ・施策1.3 はたらくを応援する.....

第3章 見込量の設定について

この計画では、「指定障害福祉サービス」（「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの）、「計画相談支援・地域相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障害児支援事業」の各事業について、実績数値や利用者ニーズ等を勘案して見込量を定めます。

1 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、全国どこでも必要なサービスが受けられるよう設けられたサービスであり、提供されるサービスについて見込量を定めます。

■ 指定障害福祉サービス ■

	訪問系サービス	日中系サービス	居住系サービス
介護給付	居宅介護	療養介護	施設入所支援
	重度訪問介護	生活介護	
	同行援護	短期入所（ショートステイ）	
	行動援護		
	重度障害者等 包括支援		
訓練等給付		自立訓練（機能訓練・生活訓練）	共同生活援助 （グループホーム）
		就労移行支援	
		就労継続支援（A型・B型）	

2 計画相談支援・地域相談支援事業

障害福祉サービス等を利用する際に、利用者の心身の状況や環境等に応じた必要なサービスが受けられるように利用計画の作成を支援します。

また施設等に入所している障害者が、地域生活に移行し継続して自立した生活が実現できるように支援を実施するため、その見込量を定めます。

3 地域生活支援事業

障害者総合支援法では、市町村が実施主体となり地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業が位置付けられており、その中には意思疎通支援や日常生活用具の給付、移動支援など法律上その実施が求められる必須事業と、市の判断で必要な事業が実施できる任意事業があります。ここではその事業のうち、現在入間市で実施している事業についての見込量を定めます。

■ 地域生活支援事業メニュー ■

事業メニュー

必須事業	(1)	理解促進研修・啓発事業	
	(2)	自発的活動支援事業	
	(3)	相談支援事業	
	(4)	成年後見制度利用支援事業	
	(5)	成年後見制度法人後見支援事業	
	(6)	意思疎通支援事業	
	(7)	日常生活用具給付事業	
	(8)	手話奉仕員養成研修事業	
	(9)	移動支援事業	
	(10)	地域活動支援センター	
任意事業	日常生活支援	(11)	福祉ホーム
		(12)	訪問入浴サービス
		(13)	日中一時支援
	就業・就労支援	(14)	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付
		(15)	知的障害者職親委託
	社会参加支援	(16)	スポーツ・レクリエーション教室開催等
		(17)	点字・声の広報等発行
		(18)	手話通訳者・要約筆記者養成講習
		(19)	自動車運転免許取得費助成
		(20)	自動車改造費助成
		(21)	通学等移動介護人派遣

4 障害児支援事業

児童福祉法に根拠法令が一本化された障害児支援事業のうち、「障害児通所支援」は市が実施主体となりました。「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」及び「保育所等訪問支援」の各事業について見込量を定めます。

第4章 指定障害福祉サービスの見込み

1 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）

（1）居宅介護（重度等を含む）【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの整備を進めます。介護給付を受けるためには、障害支援区分の認定が必要となります。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする人に、居宅介護や外出時における移動中の介護支援を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し移動に必要な情報の提供を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人などが行動する時に、危険回避の支援や外出時における移動中の介護等必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする人に、居宅介護等複数のサービスの包括的な提供を行います。

【サービス見込量】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	1,168時間 (1,373時間) 73人 (97人)	1,328時間 (1,786時間) 83人 (115人)	2,025時間 135人	2,265時間 151人	2,505時間 167人	2,745時間 183人
重度訪問介護	385時間 (200時間) 7人 (5人)	550時間 (763時間) 10人 (11人)	916時間 14人	967時間 15人	1,018時間 16人	1,069時間 17人
同行援護	195時間 (287時間) 15人 (22人)	208時間 (288時間) 16人 (23人)	312時間 24人	325時間 25人	338時間 26人	351時間 27人
行動援護	60時間 (150時間) 3人 (5人)	100時間 (88時間) 5人 (7人)	120時間 10人	144時間 12人	168時間 14人	192時間 16人
重度障害者等 包括支援	0時間 (0時間) 0人 (0人)	120時間 (0時間) 1人 (0人)	0時間 0人	0時間 0人	120時間 1人	360時間 3人
合 計	1,808時間 (2,010時間) 98人 (129人)	2,306時間 (2,925時間) 115人 (156人)	3,373時間 183人	3,701時間 203人	4,149時間 224人	4,717時間 246人

※ 数値は一月あたり利用時間及び実利用人数

※ 平成24年度及び平成25年度における（ ）は実績数値を表す。また平成26年度の見込量は、第4期計画策定時での見込量であり、第3期計画における平成26年度の見込量とは異なる。

【見込量確保に向けて】

- 利用者が希望するサービスを利用できるよう事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供を行っていきます。
- 計画相談支援を通じて、障害者にとって真に必要なサービスの支給を図っていきます。
- 利用者に対しても、分かりやすい資料の作成、広報・ホームページへの掲載、「障害者のしおり」の配布等で周知を図ります。

2 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）

（1）施設による日中介護サービス【介護給付】

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービス、介助者が病気の場合などの短期入所の場合など、日中も安心して生活できるような介護サービスの充実をめざします。

【サービスの概要】

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常時介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間を含む）施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

（療養介護以外の利用量の単位は人日分）

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	1人分 (8人分)	2人分 (10人分)	12人分	14人分	16人分	18人分
	1人 (8人)	2人 (10人)	12人	14人	16人	18人
生活介護	2860 (3,178)	3,040 (3,393)	3,591	3,801	4,452	4,662
	143人 (150人)	152人 (160人)	171人	181人	212人	222人
短期入所 (ショートステイ)	243 (263)	270 (403)	450	480	510	540
	27人 (24人)	30人 (39人)	45人	48人	51人	54人

※ 数値は一月あたり利用量及び実利用人数

※ 人日分は延べ利用者数に相当する単位（常時介護を必要とする療養介護の単位は、単にご利用者数とした）

※ 平成24年度及び平成25年度における（ ）は実績数値を表す。また平成26年度の見込

量は、第4期計画策定時での見込量であり、第3期計画における平成26年度の見込量とは異なる。

【見込量確保に向けての方策】

- ・計画相談支援を通じて、障害者にとって真に必要なサービスの支給を図っていきます。
- ・地域移行の促進に伴うサービス利用にも対応できるよう事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）【訓練等給付】

障害者が地域生活を営むことができるように、機能訓練や生活訓練の提供の場の確保に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練 (機能訓練)	対象：身体障害者・難病等対象者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	対象：知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

【サービス見込量】

(利用量の単位は人日分)

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練 (機能訓練)	40 (27) 2人 (2人)	60 (29) 3人 (2人)	30 2人	30 2人	30 2人	30 2人
自立訓練 (生活訓練)	144 (120) 6人 (6人)	216 (78) 9人 (4人)	80 4人	100 5人	120 6人	140 7人

※ 数値は一月あたり利用量及び実利用人数

※ 人日分は延べ利用者数に相当する単位

※ 平成 24 年度及び平成 25 年度における（ ）は実績数値を表す。また平成 26 年度の見込量は、第 4 期計画策定時での見込量であり、第 3 期計画における平成 26 年度の見込量とは異なる。

【見込量確保に向けての方策】

- ・ 地域移行の促進に伴うサービス利用にも対応できるよう事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

（3）就労支援（就労移行支援・就労継続支援）【訓練等給付】

市内・外にかかわらず、働く意欲のある人が、一人でも多く就労できるよう、一人ひとりの特性にあった働く場の確保と就労支援を推進します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込量】

(利用量の単位は人日分)

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	320 (296)	400 (262)	272	320	400	432
	20人 (16人)	25人 (17人)	17人	20人	25人	27人
就労継続支援 (A型)	198 (227)	286 (262)	266	285	304	323
	9人 (12人)	13人 (13人)	14人	15人	16人	17人
就労継続支援 (B型)	2,888 (3,473)	3,059 (2,581)	3,384	3,690	3,996	4,302
	152人 (186人)	161人 (187人)	188人	205人	222人	239人

※ 数値は一月あたり利用量及び実利用人数

※ 人日分は延べ利用者数に相当する単位

※ 平成24年度及び平成25年度における（ ）は実績数値を表す。また平成26年度の見込量は、第4期計画策定時での見込量であり、第3期計画における平成26年度の見込量とは異なる。

【見込量確保に向けての方策】

- 就労移行支援事業者及び就労継続支援A型事業者が確保できるよう、近隣市町と連携を取りながら情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。
- 入間市障害者就労支援センター「りぼん」が市と協力し、地元の商店などに理解を求めて短時間労働の場の確保に努めます。
- 障害者雇用促進法の動向等企业に伝えながら、法定雇用率達成のための理解を広げ、就労の場の確保に努めます。
- 入間市障害者就労支援センター「りぼん」が障害のある人やその家族、事業主などからの就労全般に関する相談に応じ、ハローワーク、特別支援学校等関係機関との連携を図り、就労の拡大に努めます。

3 住まいの確保（居住系サービス）

（1）居住支援

住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、施設入所以外の居住支援サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【サービス見込量】

○平成26(2014)年度にケアホームがグループホームに一元化されたため、その分も見込んでいます。

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活介護 (ケアホーム)	15人分 (16人分) 15人 (16人)	19人分 (20人分) 19人 (20人)	/	/	/	/
共同生活援助 (グループ ホーム)	11人分 (13人分) 11人 (13人)	19人分 (24人分) 19人 (24人)	56人分 56人	68人分 68人	80人分 80人	92人分 92人

※ 数値は一月あたり利用量及び実利用人数

※ 平成24年度及び平成25年度における（ ）は実績数値を表す。また平成26年度の見込量は、第4期計画策定時での見込量であり、第3期計画における平成26年度の見込量とは異なる。

【見込量確保に向けての方策】

- ・地域移行の促進に伴うサービス利用にも対応できるよう事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・施設入所者や入院中の精神障害者等のうち地域生活への移行に伴うニーズに合わせて、利用数を確保していきます。

(2) 施設入所支援【介護給付】

夜間において安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実をめざします。

【サービスの概要】

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する障害者で生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【サービス見込量】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	109人分 (116人分)	114人分 (118人分)	119人分	120人分	118人分	116人分
	109人 (116人)	114人 (118人)	119人	120人	118人	116人

※ 数値は一月あたり利用量及び実利用人数

※ 平成24年度及び平成25年度における（ ）は実績数値を表す。また平成26年度の見込量は、第4期計画策定時での見込量であり、第3期計画における平成26年度の見込量とは異なる。

【見込量確保に向けての方策】

- ・施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、近隣市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に取り組みます。
- ・地域生活への移行を促進する必要があることから、障害福祉サービス利用に伴う計画相談支援において、利用ニーズを的確に把握し真に必要としている方を対象として支援の充実を図っていきます。

4 計画相談支援・地域相談支援

障害福祉サービス等を利用する際に、利用者の心身の状況や環境等を勘案しサービス等利用計画案を作成することが必要です。その計画は所定の期間ごとに見直しを行い一人ひとりのニーズに応じた適切なサービス利用に向けて必要な支援を行います。また、入院している精神障害者等に対し地域生活への移行に向けた支援や退院等に伴い単身生活に移行した人に対し地域生活を継続するために必要な支援を行い、地域における自立した生活を実現します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人に対し、サービス等利用計画案を作成し、所定の期間ごとに計画の見直しを行います。 原則として計画案の作成は、特定相談支援事業所が行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設及び精神科病院に入院している障害者に対し、住居の確保等地域生活の移行のための必要な支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身で生活する障害者等で地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し緊急対応を行います。

【サービス見込量】

○計画相談支援は障害福祉サービスの利用者が対象となります。新規支給対象者と合わせ、既にサービスを受けている方もサービスの更新に合わせ計画相談の対象としていきます。

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	27人 (11人)	52人 (24人)	43人	44人	45人	46人
地域相談支援 (地域移行支援)	2人 (1人)	3人 (2人)	2人	3人	4人	5人
地域相談支援 (地域定着支援)	4人 (0人)	6人 (0人)	0人	8人	12人	17人

※ 数値は一月あたり利用人数

※ 平成24年度及び平成25年度における（ ）は実績数値を表す。また平成26年度の見込量は、第4期計画策定時での見込量であり、第3期計画における平成26年度の見込量とは異なる。

【見込量確保に向けての方策】

- ・ 特定相談支援事業者と連携を図りながら、計画相談支援に取り組みます。
- ・ 指定一般相談支援事業者と連携を図りながら、障害者の意向に沿って着実な地域移行の実施に努めていきます。

第5章 地域生活支援事業の見込み

1 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【事業の概要】

事業名	内容
理解促進研修 ・啓発事業	障害者等の理解を深めるための教室、地域住民と障害福祉サービス事業所の職員や当事者との交流、イベントの開催等を通じて地域社会の住民が障害者への理解を深めるための支援を行います。

【事業量の見込み】

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修 ・啓発事業		実施	実施	実施	実施	実施

【実施に向けた考え方】

- ・事業の実施にあたり、特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心を持つような工夫に努めます。

2 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【事業の概要】

事業名	内容
自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業であり、社会活動支援やボランティア活動支援等、事業の目的を達成するために有効な支援を行います。

【事業量の見込み】

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動 支援事業		実施	実施	実施	実施	実施

【実施に向けた考え方】

- ・事業の実施にあたり、特定の者だけでなく、多くの障害者等やその家族、地域住民等が事業に関心・関わりを持つための工夫に努めます。

3 相談支援事業

身体障害、知的障害、精神障害、難病者等も含め、障害のある人の持つさまざまな相談ニーズに的確に対応できるよう、相談体制を充実させるとともに、障害のある人が自分に最もふさわしいサービスを受けられるよう、相談・支援体制の確立を図ります。

【事業の概要】

事業名	内容
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

【事業量の見込み】

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者 相談支援事業	5か所 (2か所)	5か所 (4か所)	5か所	5か所	5か所	5か所
基幹相談支援 センター				—	設置	設置
成年後見制度 利用支援事業	2人 (0人)	3人 (2人)	1人	2人	3人	4人
成年後見制度 法人後見支援 事業				—	—	実施

※ 障害者相談支援事業の数値は実施か所数、成年後見制度利用支援事業の数値は実利用人数

※ 平成 24 年度及び平成 25 年度における（ ）は実績数値を表す。また平成 26 年度の見込量は、第 4 期計画策定時での見込量であり、第 3 期計画における平成 26 年度の見込量とは異なる。

【実施に向けた考え方】

- 福祉サービスの利用支援や権利擁護に十分な対応ができるよう、関係各所と連携し障害者のニーズを把握し相談支援体制の充実に努めます。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、障害者相談支援の充実に図ります。
- 法人後見支援事業については、社会福祉協議会と連携しその活動の推進について支援を図ります。

4 日常的な活動への支援

障害者の自立生活や社会参加を保障するためにも、意思疎通支援や日常生活用具の給付、移動支援といった必要不可欠な支援を確実に進めていきます。

(1) 意思疎通支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある聴覚障害者等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図ります。

【事業量の見込み】

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通支援事業	1,095件 (837件)	1,110件 (955件)	1,020件	1,080件	1,140件	1,200件
手話通訳者派遣事業	1,060件 (767件)	1,070件 (859件)	900件	940件	980件	1,020件
要約筆記者派遣事業	35件 (70件)	40件 (96件)	120件	140件	160件	180件

※ 数値は年間計、実利用見込件数

※ 平成 24 年度及び平成 25 年度における（ ）は実績数値を表す。また平成 26 年度の見込量は、第 4 期計画策定時での見込量であり、第 3 期計画における平成 26 年度の見込量とは異なる。

【実施に向けた考え方】

- 意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣については、入間市社会福祉協議会に委託して実施しています。今後も、社会福祉協議会と調整しながら、意思疎通支援者の充実と積極的な派遣に努めます。

（２）日常生活用具の給付事業

【事業の概要】

事業名	内容
日常生活用具 給付事業	重度障害者に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。

【事業量の見込み】

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活用具 給付事業	2,873件 (2,754件)	2,960件 (2,917件)	3,015件	3,103件	3,193件	3,286件
介護・訓練 支援用具	3件 (7件)	3件 (1件)	5件	5件	5件	5件
自立生活支援用具	11件 (19件)	11件 (28件)	34件	34件	34件	34件
在宅療養等 支援用具	12件 (15件)	12件 (20件)	23件	23件	23件	23件
情報・意思疎通 支援用具	26件 (24件)	26件 (14件)	14件	14件	14件	14件
排せつ管理 支援用具	2,343件 (2,685件)	2,374件 (2,852件)	2,937件	3,025件	3,115件	3,208件
居宅生活動作 補助用具	5件 (4件)	5件 (2件)	2件	2件	2件	2件

※ 数値は年間計

※ 平成24年度及び平成25年度における（ ）は実績数値を表す。また平成26年度の見込量は、第4期計画策定時での見込量であり、第3期計画における平成26年度の見込量とは異なる。

【実施に向けた考え方】

- 必要な日常生活用具の給付を行います。

(3) 移動支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
移動支援事業	障害者等が円滑に外出できるよう、ヘルパーにより移動を支援します。

【事業量の見込み】

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	37人分 (49人分)	39人分 (59人分)	71人分	75人分	80人分	85人分
	820時間 (859時間)	860時間 (1,148時間)	1,278 時間	1,350 時間	1,440 時間	1,530 時間

※ 数値は上段が実利用者数、下段が利用時間（一月あたり）

※ 平成24年度及び平成25年度における（ ）は実績数値を表す。また平成26年度の見込量は、第4期計画策定時での見込量であり、第3期計画における平成26年度の見込量とは異なる。

【実施に向けた考え方】

- サービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の算入を促進していきます。
- 事業者が実際にサービスを提供する職員の資質向上に努め、その研修の機会を確保するように助言・指導を行い良質なサービスの提供が図られるようにします。

5 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）

障害者の自立生活を支援する観点から、社会との接点をもつことが重要です。雇用・就労の困難な障害者でも活動する機会が持てるように、地域の社会資源の有効活用を考えていきます。

【事業の概要】

事業名	内容
地域活動支援センター	<p><基礎的事業> 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p><機能強化事業> センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の実施、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>

【事業量の見込み】

○平成26（2014）年4月に地域活動支援センターは、サービス向上型施設として一本化されました。

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター	7か所 (7か所)	7か所 (8か所)	8か所	8か所	8か所	8か所
	117人分 (117人分)	122人分 (134人分)	134人分	140人分	149人分	158人分
	22人分 (17人分)	22人分 (17人分)	17人分	17人分	17人分	17人分

※ 数値は上段から実施か所数（市内施設）、実利用者数（市内施設利用者、一月あたり）
実利用者数（市外施設利用者、一月あたり）

※ 平成24年度及び平成25年度における（ ）は実績数値を表す。また平成26年度の見込量は、第4期計画策定時での見込量であり、第3期計画における平成26年度の見込量とは異なる。

【実施に向けた考え方】

- ・事業者や利用者の意向を把握しつつ、サービスの充実を促進していきます。

6 その他の事業（任意事業）

入間市で実施してきた地域生活をささえる各種事業のうち、以下の事業を地域生活支援事業に位置付けて実施します。

【事業の概要】

事業名	内容
福祉ホーム事業	居住の場を求めている人に、低額な料金で居室やその他の設備を提供します。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な人に、移動入浴車での訪問等により入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護することができない時、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者で所定の要件を満たす人に更生訓練費を支給します。また、訓練を終了し施設から就労等により自立する人に就職支度金を支給します。
知的障害者職親委託制度	知的障害のある人を一定期間、事業経営者等（職親）に預け、生活指導及び技能訓練を行います。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動など、障害のある人の社会参加を促進する事業を行います。

【事業量の見込み】

事業名	サービス量	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
福祉ホーム事業	施設数	1 (1)	1 (1)	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	年間 利用回数	106 (71)	111 (59)	81	81	81	81
日中一時支援事業	月間 利用人数	70 (91)	74 (93)	95	97	99	101
更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付事業	年間件数	37 (16)	39 (13)	15	15	15	15
知的障害者 職親委託事業	対象者数	1 (1)	1 (1)	1	1	1	1

事業名	サービス量	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	開催件数	5 (6)	5 (6)	6	6	6	6
点字・声の広報等 発行事業	発行回数	26 (26)	26 (26)	26	26	26	26
手話通訳者養成講習	実修了 見込者数		15 (7)		10		10
要約筆記者養成講習	実修了 見込者数	15 (10)		10		10	—
自動車運転免許 取得費助成事業	年間件数	2 (1)	2 (1)	2	2	2	2
自動車改造費 助成事業	年間件数	6 (5)	6 (4)	4	4	4	4
聴覚障害者用福祉電話 基本料金等助成事業	助成人数	63 (64)	63 (63)	63	63	63	63
通学等移動介護人 派遣事業	利用人数			12	12	12	12

※ 手話通訳者養成講習及び要約筆記者養成講習は2年度で講習を修了する。

※ 平成24年度及び平成25年度における（ ）は実績数値を表す。また平成26年度の見込量は、第4期計画策定時での見込量であり、第3期計画における平成26年度の見込量とは異なる。

【実施に向けた考え方】

- ・ サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。

第6章 障害児支援事業の見込み

1 障害児通所支援

障害福祉サービスと合わせて、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保を図り、良質かつ適切なサービスの提供をめざします。

【事業の概要】

サービス名	内容
児童発達支援	療育の観点から集団教育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他支援を行います。
保育所等訪問支援	施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

【事業量の見込み】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	—	—	33	243	243	243
	(18)	(33)	3	38	38	38
放課後等デイサービス	—	—	168	234	324	456
	(70)	(120)	28	39	54	76
保育所等訪問支援	—	—	0	2	2	2
	(0)	(0)	0	2	2	2
合 計	—	—	201	479	569	701
	(88)	(153)	31	79	94	116

※ 数値は一月あたり利用量（上段）及び実利用人数（下段）

※ 平成 24 年度及び 25 年度は実績となります。

※ 埼玉県では「医療型児童発達支援」は、県内に事業所数が少ないこともあり、「児童発達支援」に要素を含めています。

【実施に向けた考え方】

- ・ 障害福祉サービスと併せて児童福祉法に基づく専門的な障害児支援の確保に努め、関係機関と連携を図りながら、障害児本人及びその家族が乳幼児期から一貫した支援を身近な場所で受けられる体制の構築が必要と考えています。

2 障害児相談支援

障害児が効果的な支援を身近な場所で利用するために、相談支援の充実を図ります。

【事業の概要】

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児の心身の状況や環境等を勘案し障害児支援利用計画案を作成し所定の期間ごとに計画の見直しを行います。

【事業量の見込み】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	— (0件)	— (5件)	7件	14件	18件	24件

※ 数値は一月あたり障害児支援相談件数

※ 平成 24 年度及び 25 年度は実績となります。

【実施に向けた考え方】

- ・ 障害児の心身の状況に応じて、必要なサービスが受けられるように支援していきます。
- ・ 関係機関と連携を図りながら、障害児及びその家族に負担がかからないように障害児相談支援事業所に丁寧につないでいきたいと考えています。

第4部 計画の推進に向けて

1 ニーズを反映した施策の推進

障害者福祉施策を充実させ、効果的に実施するため、民生委員・児童委員、ボランティア団体、当事者団体、社会福祉協議会等の関係者及び関係機関との連携を図り、当事者や家族、関係団体等の意見やニーズの把握に努め、それらを反映した施策の推進に当たります。

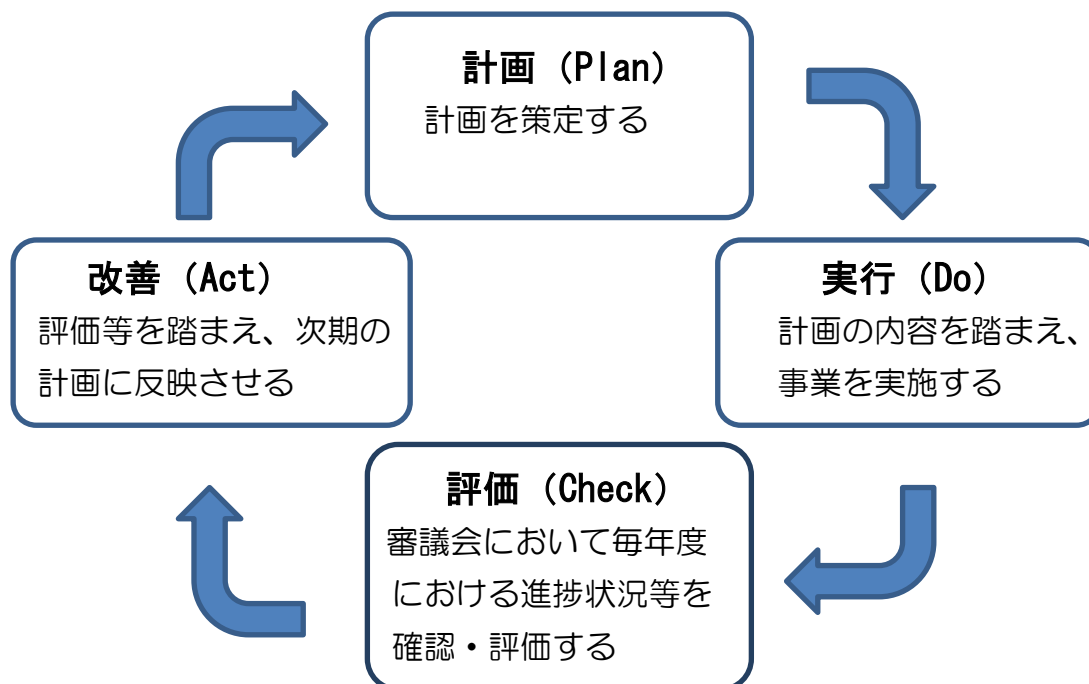
2 関係機関における連携

本プランを推進するためには、障害者福祉事業と保健、医療、教育、労働・雇用など関連分野との連携が不可欠ことから、入間市障害者相談支援センター「りぼん」、入間市障害者就労支援センター「りぼん」をはじめとする関係機関、関係団体等との連携を一層強化し、地域ネットワークの充実を図ります。

また、障害についての正しい理解を広めていく必要があることから、関係機関等と連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進します。

3 計画推進のための進行管理

本プランの目標達成状況等については、年度ごとに調査・把握し、入間市障害者福祉審議会に報告、課題点の確認等を行うとともに、それらを次期プランの策定にも反映させることとします。



第 5 部 關係資料

1 入間市障害者福祉審議会条例

平成2年9月28日

条例第24号

(設置)

第1条 障害者の福祉に関する事項について審議するため、入間市障害者福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、障害者の福祉に関する基本的事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会又は部会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

(入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成5年条例第23号）抄

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第3号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第31条までの規定による改正後の条例の規定は、平成13年4月1日以後にする委嘱（同日前に委嘱又は任命された委員の補欠としてする委嘱を除く。）から適用する。

附 則（平成13年条例第12号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第9号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に委嘱されている委員は、改正後の入間市障害者福祉審議会条例の規定により委嘱されたものとみなす。

2 入間市障害者福祉審議会委員名簿

任期 平成24年4月1日～平成27年3月31日

No.	選出区分	職名	氏名	所属
1	知識経験者	会長	ふくしま しんご 福島 慎吾	認定NPO法人 難病のこども支援全国ネットワーク
2	公募委員	副会長	よしかわ きょうこ 吉川 京子	
3			さとう けいご 佐藤 啓吾	
4			いまい ひでお 今井 英雄	
5	障害福祉 関係団体		かみやま よしこ 上山 欣子	入間市身体障害者福祉会
6			ささき あさこ 佐々木 あさ子	入間市手をつなぐ親の会
7			もりた のぼる 森田 登	入間市聴覚障害者の会
8			すずき けんいち 鈴木 賢一	アフタヌーンぴあ
9			たかはし ゆりこ 高橋 百合子	社会福祉法人 創和
10			としみつ ようこ 利光 容子	入間市社会福祉協議会
11			いわさき ひろし 岩崎 廣司	入間市障害者自立支援協議会
12			きのした のぼる 木下 登	入間市民生委員・児童委員協議会
13			あさち ゆきこ 浅地 由紀子	入間市朗読ボランティアグループ はづき
14		知識経験者		かとう えつお 加藤 悦雄
15			はやし しげふみ 林 茂史	ひがしまつやま市総合福祉エリア

3 入間市障害者福祉プラン策定の経過（概要）

年 月	内 容
平成26年1月	入間市障害者計画について「くらし」「こども」「しごと」の3部会を立ち上げ、検討することを決定する。 (平成25年度第3回入間市障害者福祉審議会)
2～4月	各部会において、平成24～26年度計画の評価と素案の検討を行う。
4月	入間市障害者計画の策定について諮問する。 (平成26年度第1回入間市障害者福祉審議会)
6月	部会検討結果について、庁内関係課との調整を行う。
6月	部会検討結果の報告を行う。 (平成26年度第2回入間市障害者福祉審議会)
7月	素案の策定、庁内関係課との調整を行う。
8月	素案について入間市障害者福祉審議会委員に意見を求める。
9月	素案について入間市障害者福祉審議会委員に意見を求める。 (平成26年度第3回入間市障害者福祉審議会)
9～10月	庁内意見聴取を行う。
10月	素案について入間市障害者福祉審議会委員に意見を求める。 (平成26年度第4回入間市障害者福祉審議会)
11～12月	パブリックコメント手続きにより、市民の意見を募集する。
平成27年1月	パブリックコメント、計画案について入間市障害者福祉審議会委員に意見を求める。(平成26年度第5回入間市障害者福祉審議会)
2月	入間市障害者計画についての審議を終了する。 (平成26年度第6回入間市障害者福祉審議会)
3月	入間市障害者計画の策定について答申を受ける。
3月	入間市障害者福祉プランを決定する。

4 諮問書

入 障 発 第 8 8 号

平成26年4月24日

入間市障害者福祉審議会

会長 福島 慎吾 様

入間市長 田中 龍夫

入間市障害者計画の策定について（諮問）

入間市障害者福祉審議会条例第2条の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

1 入間市障害者計画の策定について

諮問の趣旨

現在の「入間市障害者福祉プラン ー共に生き、共に支えあうー」は、障害者基本法第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とした市町村障害者計画及び市町村障害福祉計画として策定されております。

このプランが平成26年度を終期としていることから、障害者を取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする入間市障害者福祉プランのうち、入間市障害者計画の策定についてご審議頂きたく諮問するものです。

5 答申書

平成27年3月6日

入間市長 田中 龍夫 様

入間市障害者福祉審議会

会長 福島 慎吾

入間市障害者計画の策定について（答申）

平成26年4月24日付け入障発第88号で諮問のあった入間市障害者計画の策定について、当審議会では6回の審議会、3回の部会を開催し、慎重に検討の結果、別紙のとおり「入間市障害者福祉プラン～思いやり みんなで支える いるまの暮らし～」としてまとめましたので、ここに答申します。

6 用語集

(アイウエオ順)


用 語	解 説
インクルージョン教育	インクルージョンは「包容」とも訳し、障害のある子どもとそうでない子どもが学校の大半を通常の学級で共に学習すること。障害者権利条約でも言われており、その実践が求められている。文部科学省も「インクルーシブ教育の推進」として取り組んでいる。
入間市障害者自立支援協議会	地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議。
入間市障害者相談支援センター「りぼん」	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談を受ける機関。市役所内3階に設置。
入間市障害者就労支援センター「りぼん」	障害者本人や家族からの就労に関する相談を受ける機関。就職支援や職場定着支援を行う。入間市障害者相談支援センター「りぼん」と同室にあり、生活と就労の一体的な支援を行っている。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。障害者等の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。
支援籍学習	障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校又は学級以外に学籍を置き学習する埼玉県独自の制度。 特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小中学校に支援籍を置いたり、小中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、交流を持つほか必要な指導を受ける。
児童発達支援センター	地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の習得又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。
地域リハビリテーション	高齢者や障害のある方が、住み慣れた場所で、そこに住む人々と共に、一生安全に生き生きとした生活が送れるよう、保健、医療、福祉及び生活に関わるあらゆる人々が、リハビリテーションの立場から行う活動。
通級指導教室	通常の学級に在籍する、比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導を行うための教室。教科の学習は通常の学級で行う。 入間市では、幼児の通級指導教室「茶おちゃお」、小学生・中学生の通級指導教室「ちやいむ・ちゃんす教室」にて指導を行っている。

<p>デイジー図書</p>	<p>視覚障害のある人や印刷物を読むことが困難な人のためにデジタル録音された音声による図書。カセットによる音声図書に代わるものとして使われている。</p>
<p>内方線付き点状ブロック</p>	<div data-bbox="466 394 730 573" data-label="Image"> </div> <p>点状ブロックに線が一本加わり、どちら側に電車が来るのか分かるようになっているもの。線状の突起がある方向が、安全なホームの内側になる。</p>
<p>はたらこサポーター</p>	<p>障害者が一般の企業への円滑な就労や、就労の継続ができるように市民ぐるみの気軽で自然なサポートを行い、実習や余暇の充実を支援する市民ボランティア。</p>
<p>避難行動要支援者</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正により使われるようになった言葉。高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」、そのうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。</p>
<p>ユニバーサルデザイン</p>	<p>障害の有無や高齢であることなどにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。近年では、ソフト面での用語としても使われている。</p>


■ 障害者のシンボルマーク ■

シンボルマーク	マークの名称	概要等
	障害者のための国際シンボルマーク	<p>このマークは、障害のある人々が利用できる建築物や公共交通機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、とくに車いすを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。</p>
	盲人のための国際シンボルマーク	<p>このマークは、世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある信号機は、視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。</p>
	聴覚障害者を表示する国際シンボルマーク	<p>このマークは、世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。現在では、いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されたり、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所で使用されたりしています。</p>
	聴覚障害者のシンボルマーク(国内:耳マーク)	<p>このマークは、聴覚障害を示す耳が凶案化されたものです。聴覚障害者には、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。</p>
	「ハート・プラス」マーク	<p>このマークは、心臓疾患などの内部障害があることを示すものです。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からは判らないことから、そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。</p>
	オストメイトマーク	<p>このマークは、オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する方)を示すシンボルマークです。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。</p>
	身体障害者補助犬(ほじょけん)啓発マーク	<p>このマークは、補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。補助犬とは、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言い、不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、受入が義務づけられています。</p>
	身体障害者標識(四つ葉のクローバーマーク)	<p>このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識です。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。</p>
	聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)	<p>このマークは、政令で定める程度の聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識です。政令に定められている程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている方は、このマークを必ず表示しなければなりません。</p>

入間市障害者相談支援センター 「りぼん」
入間市障害者就労支援センター 「りぼん」

 入間市障害者相談支援センター 「りぼん」

入間市障害者相談支援センター 「りぼん」は、障害のある方などからの相談に応じ、障害のある方やその家族が自由で自立した日常生活又は社会参加をし、誰もが安心して入間市民の一員として暮らしていくことができるように支援を行っています。

 入間市障害者就労支援センター 「りぼん」

入間市障害者就労支援センター 「りぼん」は、障害のある方が企業などで「働きたい!」「働き続けたい!」ということを応援しています。

※応援の内容は？

「就職支援」…働くことに関する相談にお応えします。ハローワークや関係機関と連携して実習先を紹介し職場に同行するなど、就職の支援を行います。

「職場定着支援」…仕事を覚え、職場に慣れるような支援、生活や余暇の支援も行います。

 愛称 『りぼん』

『「りぼん」』 = Ribbon (リボン)

地域の【人】と【人】を『りぼん』(障害者相談支援センター・障害者就労支援センター)が結んでいきます。

相談受付	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで
相談料	無料
場所	入間市役所 B棟3階

入間市障害者福祉プラン

入間市障害者計画・入間市障害福祉計画

発行日 平成27年3月
発行 埼玉県入間市
編集 入間市福祉部障害福祉課
〒358-8511
入間市豊岡1丁目16番1号
Tel04-2964-1111（代表）
ir310400@city.iruma.lg.jp